

# 公益社団法人日本獣医師会日本産業動物獣医学会 農場管理認定獣医師認定制度 運営規程

## (目的)

第1条 公益社団法人日本獣医師会日本産業動物獣医学会（以下「本学会」という。）が担う農場管理認定獣医師認定制度（以下「認定制度」という。）は、産業動物診療において農場管理獣医師の基本概念と業務の実施に当たって必要な知識・技術を持ち、家畜衛生等に高い専門性を備えた獣医師を「農場管理認定獣医師」として認定することにより、家畜の所有者による飼養衛生管理基準の遵守を促進し、畜産物の安全性の向上及び安定供給を図り、もって国民がより高い水準の獣医療の恩恵を受けられる社会を実現することを目的とする。

## (農場管理認定獣医師の定義)

第2条 農場管理認定獣医師とは、生産段階から流通、消費までの各部門を把握し、生産者、消費者、動物、環境及び地域社会と共存し、コンプライアンスを重視しながら、行政及び関係各機関の専門家と連携して、消費者に畜産物の“安全・安心”を提供するために農場で活動する診療獣医師であって、飼養衛生管理基準をはじめとした家畜衛生等について高い専門性を有する「農場管理認定獣医師研修プログラム」を受講し、認定試験に合格した上で農場管理認定獣医師名簿に登録された者をいう。

## (認定委員会の設置)

- 第3条 第1条の目的を達成するため、本学会に農場管理認定獣医師認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置き、認定業務を実施するほか、必要な事項を所掌する。
- 2 認定委員会の委員は、産業動物臨床獣医学に関する専門の知識と技術を有する者の中から、本学会が選任・委嘱する。
  - 3 委員数は10名以内とし、その互選により委員長1名をおくとともに、必要に応じて副委員長1名をおくことができる。
  - 4 委員の任期は2年間とし、再任を妨げないものとする。
  - 5 認定委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
    - (1) 農場管理認定獣医師の認定業務の運営、認定に必要な研修プログラムの内容等について検討する。
    - (2) 認定試験の実施及び合否判断、認定更新及びその他の認定に関する業務を司る。
    - (3) 認定試験を実施するため学識経験者等(第4条に規定する認定試験を受けようとする者を除く。)の中から試験委員を選任する。試験委員は試験問題の作成、試験実施時の認定委員の業務の補佐などを実施する。

## (認定試験)

- 第4条 認定委員会は毎年度1回以上、農場管理認定獣医師認定試験を実施しなければならない。
- 2 認定試験の内容及び受験資格は別途定める細則のとおりとする。
  - 3 認定試験の実施のための事務は日本獣医師会が行う。

## (資格の認定更新)

第5条 農場管理認定獣医師の認定期間は5年間とし、認定の更新を行う場合には、別途細則で定める認定更新要件を満たす必要がある。

(認定試験の合格者及び認定更新の報告)

第6条 認定委員会は、別途定める細則により、第4条の規定に基づく認定試験の合格者及び前条の規定に基づく認定更新に係る情報を速やかに本学会に報告する。

(資格の認定登録)

第7条 本学会は、認定試験に合格し、別途細則で定める登録申請手続きを完了した者に、農場管理認定獣医師の資格を与え、認定証を授与する。

2 農場管理認定獣医師として認定された獣医師は、別途定める細則により、本学会が管理する農場管理認定獣医師名簿に登録される。

3 本学会は、農場管理認定獣医師名簿を適切に管理し、適切な方法で開示することができる。

(認定の取消し)

第8条 農場管理認定獣医師として認定された獣医師が、次の各号の一に該当する場合には本学会は認定委員会の意見を聞いて認定を取り消すことができる。

(1) 公益社団法人日本獣医師会の会員構成獣医師でなくなったとき

(2) 農場管理認定獣医師制度の趣旨を逸脱する行為が明らかになったとき

(3) 社会的規範を逸脱する行為が明らかになったとき

(4) 獣医師の業務を停止或いは取り消されたとき

(5) 上記の各号に準じた行為が明らかになり、本学会が、農場管理認定獣医師の資格の取消しが妥当と判断したとき

(学術活動)

第9条 農場管理認定獣医師は、認定後も必要な専門知識・技能を継続して習得していくため、本学会の構成員となり、学会参加・発表、学術論文の投稿等に務めるものとする。

2 本学会は、農場管理認定獣医師の専門獣医師としての役割を幅広く国民の理解が得られるように情報発信に努めることとする。

(第3者による評価)

第10条 本学会は、農場管理認定獣医師の認定制度の適切な運営を確保するため、別途定める細則により第3者による評価を定期的に受け、必要な是正措置を講じることとする。

(規程及び細則の制定等)

第11条 この規程及び別途定める細則について、本学会は認定委員会の承認を受けて、制定及び改正することができる。

附 則 この規程は、令和6年6月1日から施行する。